

東北運輸局プレスリリース（国土交通省同時発表）

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

平成30年4月20日

東北運輸局

全国で「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施！

～小型船舶の安全確保に向けて～

国土交通省では、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、本年4月23日（月）から8月31日（金）までの間、小型船舶の海難事故削減に向けた取組みとして、マリーナ・漁港等でのパトロール、リーフレットの配布等による周知・啓発活動を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

東北運輸局におきましても、下記のとおり管内の小型船舶に対する安全キャンペーンを実施します。

我が国の周辺では、毎年2,000隻近くの船舶事故が発生しており、その7割以上が小型船舶によるものです（東北地方では、平成29年は船舶事故104隻発生、うち小型船舶の割合は約81%）。

ゴールデンウィーク前から初秋にかけては、例年、小型船舶の事故が多発していることから、平成19年度より「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施しています。昨年度は、東北各県のマリーナ・漁港等約60箇所で行った周知・啓発活動を実施し、約4,400隻に対する確認を行いました。

記

1. 実施期間

平成30年4月23日（月）から同年8月31日（金）まで

2. 取組み内容

(1) 最近の制度改正や海難対策のポイントを踏まえて、以下について、マリーナ・漁港等でのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発に取り組みます。

<指導内容>

- ① ライフジャケットの着用義務拡大の周知
- ② 発航前検査の実施など小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ③ 船舶検査の適切な受検の確認・案内
- ④ 小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認・案内 等

(2) 川下り船について、ライフジャケットの着用等「川下り船の安全対策ガイドライン」に沿ったすべての措置を講じるよう安全指導を行います。

(3) 小型旅客船について、消防設備及びライフジャケットの適切な備付け等に関する安全指導を行います。

3. 実施主体

東北運輸局の職員が、各県警、第二管区海上保安本部、日本小型船舶検査機構などの協力を得つつ、キャンペーンを実施します。

<問い合わせ先>

東北運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課

浅野・越戸

TEL：022-791-7516



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！
〔平成34年2月1日以降、違反点2点が付けられます。〕

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

キャンペーンリーフレット



昨年度の様子